

令和 7 年度 第 3 回米子市下水道事業運営審議会（議事概要）

- 1 開催日時 令和 7 年 11 月 13 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分
 2 場 所 米子市上下水道局 大会議室（3 階）

3 出席者（敬称略・順不同）

【米子市下水道事業運営審議会委員】

深田委員、港委員、河本委員、木村委員、先灘委員、鷺見委員、徳岡委員（以上 7 名）
 （欠席者 青砥委員、生田委員、長田委員）

【事務局】

下関上下水道事業管理者、石田岳副局長兼給排水課長、湯崎副局長兼総務課長、林副局長兼営業課長、山崎副局長兼下水道整備課長、横木経営企画課長、見山下水道施設課長、富田営業課料金担当課長補佐、折戸経営企画課下水道企画室長、田中経営企画課財務担当課長補佐、伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐、松本下水道施設課施設維持担当課長補佐、白須総務課総務担当課長補佐、津村調整官、森井総務課係長

4 議事

[議題 1] 第 2 回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について

資料 R7-16 参照

第 2 回米子市下水道事業運営審議会の議事概要を確認した。

[議題 2] 令和 6 年度下水道事業会計決算状況について

資料 R7-17 参照

令和 6 年度下水道事業会計の決算状況について説明した。

○収益的収支（1 年間の営業活動に関する収入支出）

1. 収益的収入

- 合計は税抜きで 55 億 1,575 万円（前年度比 6,245 万 8 千円増加）

増加の主な要因

下水道使用料の増…下水道整備区域の拡大、大口の使用者の新規接続による
 一般会計繰入金の増…繰出対象となる維持管理経費や減価償却費の増加による

- 収入確保の取り組み

使用料の収入について

令和 6 年度から水道料金と全ての下水道使用料の徴収一元化及び民間委託を開始し、水道料金と下水道使用料の一括徴収を行い、効率的効果的な徴収を図った。それにより徴収率も上がった。普及員が各戸訪問をすることによる水洗化率の向上なども引き続き努めた。

2. 収益的支出

- 合計は税抜きで 53 億 5,642 万 2 千円（前年度比 4,509 万 5 千円減少）

減少の主な要因

人件費の減…職員数を前年度より 9 名削減したことによる

工事請負費の減…各年度で予定する補修工事の規模の違いや実施時期を見直したことによる

[令和 6 年度の純利益]

税込で 3 億 3,016 万 5 千円（税抜きで 1 億 6,932 万 8 千円）

当初は税抜きで純損失が生じる見込みだったが、見込みよりも使用料収入が増加したこと、支出が抑えられることにより、純利益に変わる結果となった。

○資本的収支（下水道施設の建設費など、資産に関係する収入支出）

3. 資本的収入

- ・合計は税込で 42 億 4,371 万 4 千円（前年度比 5 億 3,395 万 9 千円減少）
主に企業債の借入れや国県の補助金が減少した。

4. 資本的支出

- ・合計は税込で 60 億 5,111 万 5 千円（前年度比 5 億 3,209 万 1 千円減少）
減少の主な要因

建設改良費…工事請負費や人件費（1名分）の減による

[資本的収支の差引不足額]

収入のうち前年度支出に充当した額を当年度の資本的収入から除き、資本的支出を引いたもの：20 億 430 万 1 千円 → 5. 資本的収入不足額補填に記載をしている内容で補てん

…以下、質疑応答…

（委員）

職員数 9 名減の分母を伺う。

（事務局）

会計年度任用職員数を含む下水道事業会計の職員数は、令和 5 年度が 57 名、令和 6 年度は 47 名となり、10 名減少している。その内訳は、収益的収支で 9 名減、資本的収支で 1 名減である。

[議題 3] 下水道事業の財政見通しについて

資料 R7-18～R7-21 参照

○資料 R7-18…令和 7 年 10 月現在の使用料対象経費と財源の見込みを積算したもの（使用料を改定しなかった場合の数値）

- ・令和 9 年から 11 年度は約 1 億 7,000 万円から 2 億 3,000 万円、令和 15 年度には約 6 億円以上の財源不足額が生じる見込み。
- ・前回の審議会での見込額からの変更点

令和 6 年度の数値を予算額から実績額に変更。

八尾市の陥没事故を受けた下水道管路の全国特別重点調査をした結果、本市にも応急措置が必要とされる箇所があることが判明し、その補修工事や詳細な調査にかかる費用を加算。

○資料 R7-19…資料 R7-18 の表に対応する形で、使用料対象経費と財源の推計内容について記載したもの。

- ・推計方法…管渠の応急措置に係る費用を加え、施設再構築によって減少すると見込まれる汚泥処理の委託料を減額した以外は、令和 6 年度の経営戦略における収支計画に基づくものから変更無し（推計額としては資本的収支の建設改良費が増額したことによる影響で備考欄に記載のとおり、増加しているものがある。）

- ・財源のうちの「その他」…主に手数料や他市町村からの負担金国県の補助金、一般会計からの負担金、雑収益など

「その他」が令和 8 年度のみ推計額が少額である理由（前回の審議会で質問）

→ 収益的収支で補助金対象となる工事があるのが令和 7 年度までの見込みであり、一般会計からの人件費分の負担金が令和 9 年度から新たに生じるため、令和 8 年度のみ少額である。

○資料 R7-20…前回の審議会資料の財源不足比較表について令和 6 年度の決算を反映し、10 月時点での見込額に変更したもの。（「現行」欄の上段は各年度の財源不足額で、「累計」は令和 9 年度を起点とした不足額の累計であり、現行の額から令和 9 年度に何% 使用料を増額したら、不足額がいくらになるのかを記載）

・変更前は令和 9 年度に 15% を改定すれば、不足額の累計が令和 14 年度には黒字化していたが、直近の見込みでは 16% 改定しなければ黒字化しないという結果になった。一番右側の表は令和 12 年度から 14 年度の単年度と累計額両方の赤字を解消するためには、令和 12 年度に何% 改定するのか示した表になる。前回の審議会資料の数値は誤りで低めの率を表示していたが、積算し直した後の数字では、令和 9 年度に 15% とした場合は令和 12 年度は 16% という見込みになっている。

・令和 9 年度の改定幅の案…15%

令和 14 年度の不足額の累計を見れば 16% の方が望ましいが、今後の経営努力により改善を目指す。15% よりも低いと、令和 12 年度から単年度で財源不足となったり、後年度の不足額が大きくなり、将来の使用者の負担が大きくなる。

○資料 R7-21…令和 9 年度に 15% の増額改定を行った場合の今後の財政見通しについて試算したもの。（使用料対象経費以外に特別損失などの費用が加わるため、純利益（損失）額は、資料 R7-18 とは異なった数値となっている。）

・令和 9 年度に 15% 改定すると収入の方が多くなり、純利益が出るが、その後改定がなければ、令和 13 年度には支出の方が多くなり、純損失が生じ、その後赤字幅はだんだん大きくなっていく。

・資本的収支については、不足額は内部留保内部留保などの補填財源で全て補てんできる見込みとなっている。

・収益的収入は、①収益に対し、②費用の方が大きくなると、マイナスになり③が純損失となる。それを繰越利益剰余金で穴埋めをする。純損失が続くとやがて繰越利益剰余金が枯渇する。使用料改定をしない場合はそれが令和 13 年度になるが、15% 改定した場合は令和 19 年度まで伸びる見込み。

○15% の改定というのが高いという意見もあるが、本市の下水道施設は使用開始から 50 年が経過しており、管渠の方も順次更新をしていかなければならず、また、耐震化など災害に備えた対策も必要となってきている中で、物価上昇や人口減少の問題もあり、それらを見越して将来にわたり、安定的な下水道事業を継続するため、ある程度の改定が必要となると考えている。

…以下、質疑応答…

(委員)

資料 R7-21 に記載のとおり、令和 9 年に使用料を 15% 改定することで、収益的収支が、令和 20 年には約 66 億円まで緩やかに増加していく要因について伺う。

(事務局)

使用料収入は減少と見込んでいるものの、建設改良による資産の増加に伴い、一般会計からの繰入額が増加すると見込んでいる。

(委員)

資料 R7-20 では、令和 9 年に使用料を 15% 改定し、その利益を令和 13 年以降に取り崩す形となり、令和 14 年にはマイナスに転じるイメージであると認識している。目標とする繰越利益剰余金額について伺う。

(事務局)

米子市下水道事業では、事故等が発生した場合に対応できる額として、約3億円を見込んでいる。したがって、繰越利益剰余金の目標額は概ね3億円としている。

(委員)

資料R7-20では、令和9年に使用料を改定し、さらに令和12年にも使用料を改定するという考え方について、その改定率と併せて伺う。

(事務局)

令和9年に使用料を改定したうえで、累積不足額および単年度赤字を解消するため、令和12年に必要となる使用料改定率を示している。

(委員)

資料R7-20では、現在の見込みとして、令和9年度に使用料を15%改定し、令和12年度に16%改定するのが望ましいと理解してよいか。

(事務局)

おっしゃるとおり。

(委員)

将来の見通しとして、今後も3年ごとに15%から16%程度の使用料改定が継続して必要となる、という理解でよいか伺う。

(事務局)

将来の見通しが不透明であることから、直近の3年間ごとに使用料改定の実施を含め、審議していただくことが望ましいと考えている。

(委員)

財政見通しにウォーターPPPに係るものは反映されているか伺う。

(事務局)

将来計画であるウォーターPPPに係るものは反映されていない。

(委員)

ウォーターPPPが始まる時期は。

(事務局)

令和11年実施を予定している。

(委員)

ウォーターPPPを導入すると事業に対し明るい展望となるか伺う。

(事務局)

令和11年に導入予定のウォーターPPPでは、処理場の管理業務に加え、管路の維持管理についても民間企業へ委託することとしている。建設改良費については、10年間の計画の中からウォーターPPP事業に振り替えて委託するため、大幅な増加にはならない見込みである。一方で、全国的な事例を踏まえると、維持管理費が増加する要因になると分析している。

[議題4] 使用料の試算について

資料R7-22、R7-23 参照

資料R7-22「下水道使用料改定シミュレーション」及び資料R7-23「シミュレーションCASE1～3の改定内容及び説明」をもとに、使用料を15%改定した場合の試算として3つのケースを説明した。

○ケース1～3共通の条件として、使用料改定による収納率の低下及び節水意識の向上による収入額の減少は考慮していないこと並びに、令和6年度実績を基にした試算であることを説明。

○ケース1については、水量区分ごとの改定率がほぼ一定であること、少量使用者と大量使用者の改定率が抑えられていることを説明。

- ケース2については、50～90 m³の改定率が他のケースに比べて低いこと、大量使用者の改定率が他のケースに比べて高いこと、節水によって低層の水量区分に移りやすいことを説明。
- ケース3については、少量使用者の改定率が他のケースに比べて高いこと、幅広い使用者に負担を求めるため、節水等による使用水量の増減の影響を受けにくいことを説明。

…以下、質疑応答…

(委員)

米子市においても、2か月 40 m³の使用が標準モデルであるのか伺う。

(事務局)

資料 R7-22 裏面、使用水量構成から、2か月 40 m³前後の使用層が標準モデルであると考える。

(委員)

使用料シミュレーション CASE 1～3において、どの使用層に改定分を多く負担してもらうかが大きな問題点となる。どのパターンを選択しても納付書発行等の必要経費に変更があるか伺う。

(事務局)

使用料の改定のみで、納付書発行等の必要経費の増は発生しない。料金システムの改修は必要であるが、現在の料金システムが使用料改定に対応可能であるため、新たな経費は発生しないと考える。

(委員)

使用量が0 m³の件数が多いが、空き家であるとの理解でよいか伺う。

(事務局)

普段は管理程度の使用にとどまり、帰省時のみ水を使用する空き家物件が主である。

(事務局)

本日は、使用料を15%改定することについて概ねご了解をいただいたものと考えている。本日提示したシミュレーション以外にご意見があれば、改めて対応したい。

(委員)

次回審議会でのグラフ等を用いた図解説明について、スクリーンなどを使用してわかりやすく説明していただきたい。また、使用料の改定については、15%の値上げを前提とするのではなく、条件的・段階的な改定も含めて議論いただきたい。

[議題5] 米子市生活排水対策方針について

資料 R7-24 参照

令和5年度の生活排水対策方針の見直しに伴い、令和6年度の「第1回米子市下水道事業運営審議会」（令和6年8月22日開催）で方針見直しの経緯のほか、見直しにかかる住民等からの意見・要望、それに対する本市の考え方等について報告を行っている。

今回の審議会では、方針見直しに伴う生活排水対策方針の改定概要（案）について、改定草案をもとに以下のとおり説明を行った。

【説明概要】

①改定に至った経緯（1ページ）

令和5年度に生活排水対策を「公共下水道の計画区域を縮小し、整備に期間を要する区域は合併処理浄化槽の普及促進を主体とした排水対策」へ移行するに決定したことや、方針見直しの経緯等を説明した。

②本方針の位置付け（2ページ）

本市の関連計画等、国県の関連構想ならびに関係法令等との本方針の位置関係を明確化にしたことを説明。

③本市の生活排水処理施設（3ページ）

生活排水処理施設の定義や処理方式の概要等を説明。

④生活排水対策の状況と課題等について（5ページから12ページ）

各生活排水処理施設における普及状況や整備状況、課題等を説明。

⑤今後の生活排水対策方針について（13ページから17ページ）

前項④を踏まえ、各生活排水処理施設の今後の方針を以下のとおり定めることを説明。

○方針の基本的な考え方として、「概成後における汚水処理人口普及率と水洗化率の更なる向上」と「老朽化対策や災害対応など、安心・安全で持続可能な生活排水対策の推進」とする。

○「方針の基本的な考え方」に基づく、各生活排水処理施設における今後の対策方針を説明

⑥今後の事業運営の方向性について（17ページ）

今後の事業を取り巻く社会情勢等を踏まえ、持続可能な下水道事業の運営向けた方策等について、経営の視点から記述したことを説明。

…以下、質疑応答…

（委員）

資料15ページの図13、流通地区は、どちらに施設統合されるか伺う。

（事務局）

淀江処理区に統合予定である。

（委員）

農業集落排水事業と一般公共下水事業のスタートが一緒ではない理由を伺う。

（事務局）

農業集落排水事業は、一般公共下水事業に比べて導入がかなり遅れた。その理由として、平成初期のウルグアイ・ラウンド交渉におけるアメリカとの政治的背景が大きく影響している。同事業は、農村集落の生活環境の向上を目的として開始されたものであり、このような経緯から一般公共下水事業と同時にスタートすることにはならなかった。

（委員）

料金体系の違いを伺う。

（事務局）

現在の料金体系は、同じである。

（委員）

17ページの下から8行目、米子市の普及促進策である合併処理浄化槽の個人設置（公共関与型）の他都市での状況を伺う。

（事務局）

合併処理浄化槽の公共関与型については、主に町村部で実施されている。米子市においては、令和6年7月議会で当該方針について説明を行った。米子市における設置後の管理主体は、個人となるが、米子市は切替や設置に係る補助を行うほか、維持管理費の補助についても現在検討中である。このような取組により、米子市は合併処理浄化槽の個人設置を推進している。

…以上、審査が終了…

改定率(必要増収率) 15.00%

現 行			CASE 1			CASE 2			CASE 3		
料金表 2か月(税抜き)											
基本 使用料			基本 使用料			基本 使用料			基本 使用料		
水量区分(m3まで)			水量区分(m3まで)			水量区分(m3まで)			水量区分(m3まで)		
料金(円)			料金(円)			料金(円)			料金(円)		
料金単価(円/m3)			料金単価(円/m3)			料金単価(円/m3)			料金単価(円/m3)		
従量 使用料			従量 使用料			従量 使用料			従量 使用料		
水量区分(m3)			水量区分(m3)			水量区分(m3)			水量区分(m3)		
17 ~	40	154	17 ~	40	178	17 ~	30	181	1 ~	16	39
41 ~	100	198	41 ~	100	230	31 ~	60	199	17 ~	40	167
101 ~	200	258	101 ~	200	298	61 ~	70	228	41 ~	100	230
201 ~	500	278	201 ~	500	318	71 ~	100	242	101 ~	200	297
501 ~	1,000	297	501 ~	1,000	340	1,001 ~	2,000	341	201 ~	500	320
1,001 ~	2,000	308	1,001 ~	2,000	351	2,001 ~	~	348	501 ~	1,000	336
2,001 ~	~	313	2,001 ~	~	356	2,001 ~	~	353	1,001 ~	2,000	347
~	~		~	~		~	~		2,001 ~	~	352
累進度	最大従量/基本単価	1.97	累進度	最大従量/基本単価	1.95	累進度	最大従量/基本単価	1.93	累進度	最大従量/基本単価	1.78
	最大従量/最小従量	2.03		最大従量/最小従量	2.00		最大従量/最小従量	1.95		最大従量/最小従量	9.03
消費税率	10%		消費税率	10%		消費税率	10%		消費税率	10%	
改定率(理論値)	-		改定率(理論値)	15.00%		改定率(理論値)	15.00%		改定率(理論値)	15.00%	
年間使用料収入(千円/年)	税抜	2,362,202	年間使用料収入(千円/年)	税抜	2,716,631	年間使用料収入(千円/年)	税抜	2,716,542	年間使用料収入(千円/年)	税抜	2,716,627
	現行差額	-		現行差額	354,429		現行差額	354,340		現行差額	354,425
	税込	2,598,422		税込	2,988,294		税込	2,988,196		税込	2,988,290
	現行差額	-		現行差額	389,872		現行差額	389,774		現行差額	389,868

※ 改定率(理論値)には、改定により値上げしたことによる収納率の低下や節水意識の向上による収入額の減少は、考慮していません。

使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		改定率	使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		改定率	使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		改定率	使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		改定率
10 m3	2,794	-	10 m3	3,212	14.96%	10 m3	3,212	14.96%	10 m3	3,223	15.35%
20 m3	3,471	-	20 m3	3,995	15.10%	20 m3	4,008	15.47%	20 m3	4,215	21.43%
30 m3	5,165	-	30 m3	5,953	15.26%	30 m3	5,999	16.15%	30 m3	6,052	17.17%
40 m3	6,859	-	40 m3	7,911	15.34%	40 m3	8,188	19.38%	40 m3	7,889	15.02%
50 m3	9,037	-	50 m3	10,441	15.54%	50 m3	10,377	14.83%	50 m3	10,419	15.29%
60 m3	11,215	-	60 m3	12,971	15.66%	60 m3	12,566	12.05%	60 m3	12,949	15.46%
70 m3	13,393	-	70 m3	15,501	15.74%	70 m3	15,074	12.55%	70 m3	15,479	15.58%
80 m3	15,571	-	80 m3	18,031	15.80%	80 m3	17,736	13.90%	80 m3	18,009	15.66%
90 m3	17,749	-	90 m3	20,561	15.84%	90 m3	20,398	14.92%	90 m3	20,539	15.72%
100 m3	19,927	-	100 m3	23,091	15.88%	100 m3	23,060	15.72%	100 m3	23,069	15.77%
150 m3	34,117	-	150 m3	39,481	15.72%	150 m3	39,395	15.47%	150 m3	39,404	15.50%
200 m3	48,307	-	200 m3	55,871	15.66%	200 m3	55,730	15.37%	200 m3	55,739	15.38%
300 m3	78,887	-	300 m3	90,851	15.17%	300 m3	91,040	15.41%	300 m3	90,939	15.28%
400 m3	109,467	-	400 m3	125,831	14.95%	400 m3	126,350	15.42%	400 m3	126,139	15.23%
500 m3	140,047	-	500 m3	160,811	14.83%	500 m3	161,660	15.43%	500 m3	161,339	15.20%
1,000 m3	303,397	-	1,000 m3	347,811	14.64%	1,000 m3	349,210	15.10%	1,000 m3	346,139	14.09%
2,000 m3	642,197	-	2,000 m3	733,911	14.28%	2,000 m3	732,010	13.99%	2,000 m3	727,839	13.34%
5,000 m3	1,675,097	-	5,000 m3	1,908,711	13.95%	5,000 m3	1,896,910	13.24%	5,000 m3	1,889,439	12.80%

図1 使用水量別使用料(10~50m3/2か月)

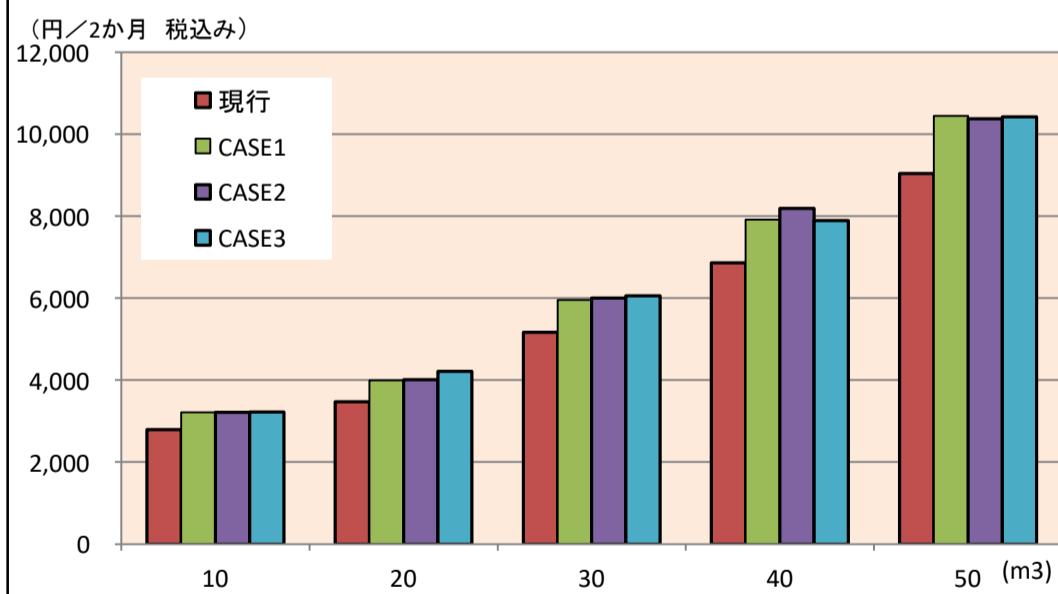


図2 使用水量別使用料(100、200m3/2か月)

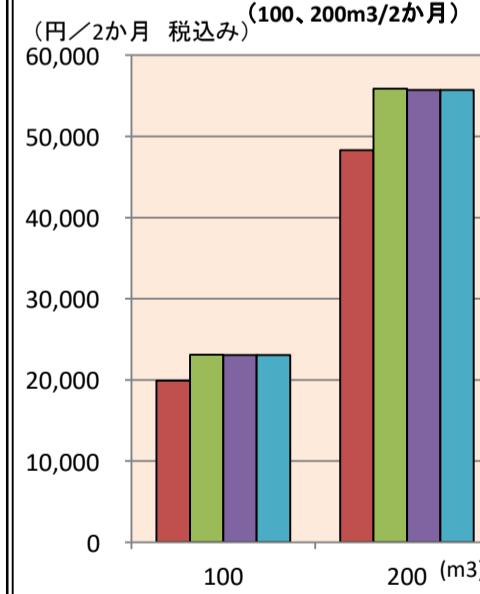


図3 使用水量別使用料(500、1000m3/2か月)

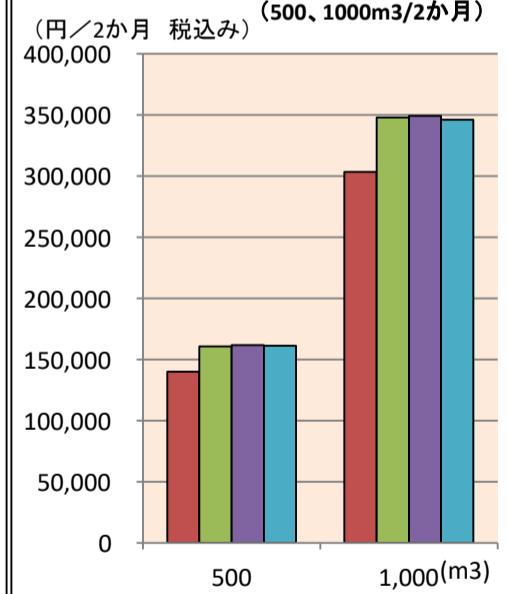
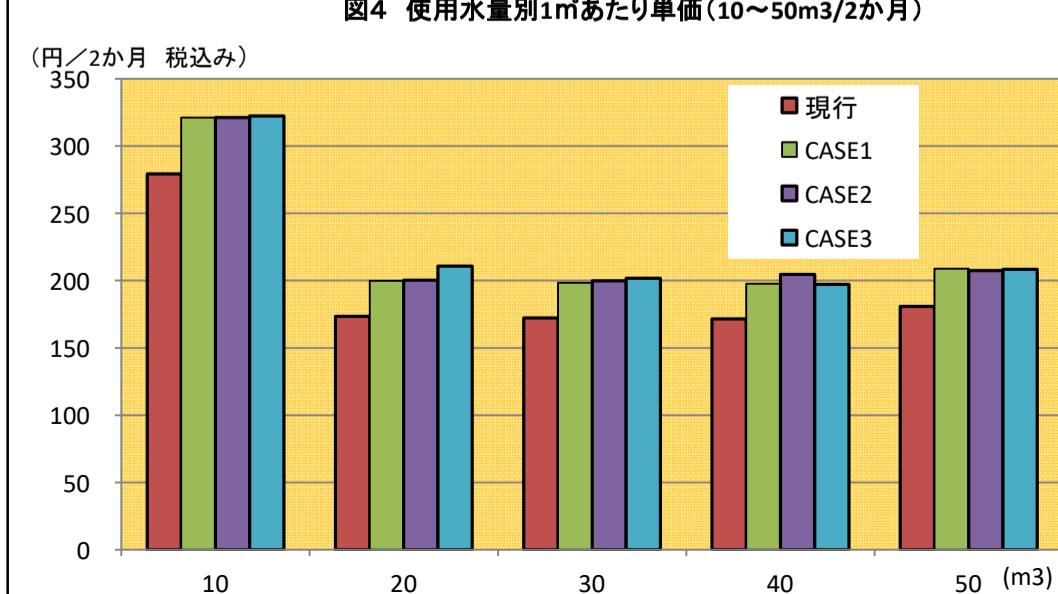
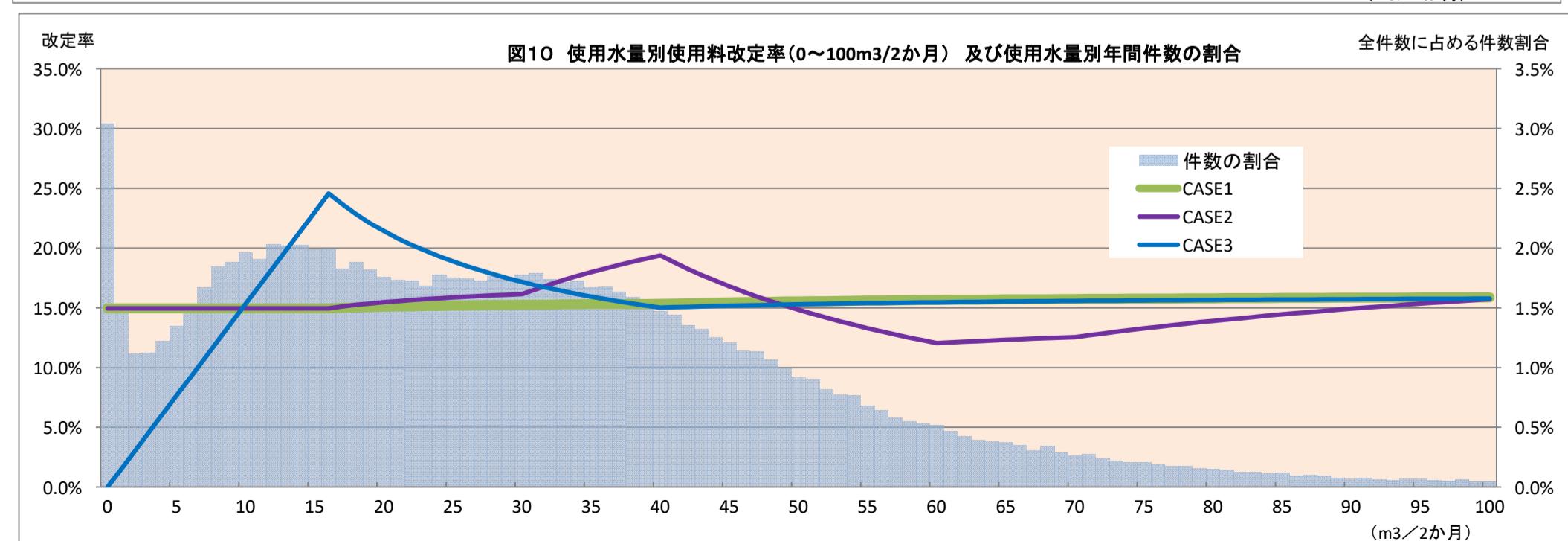
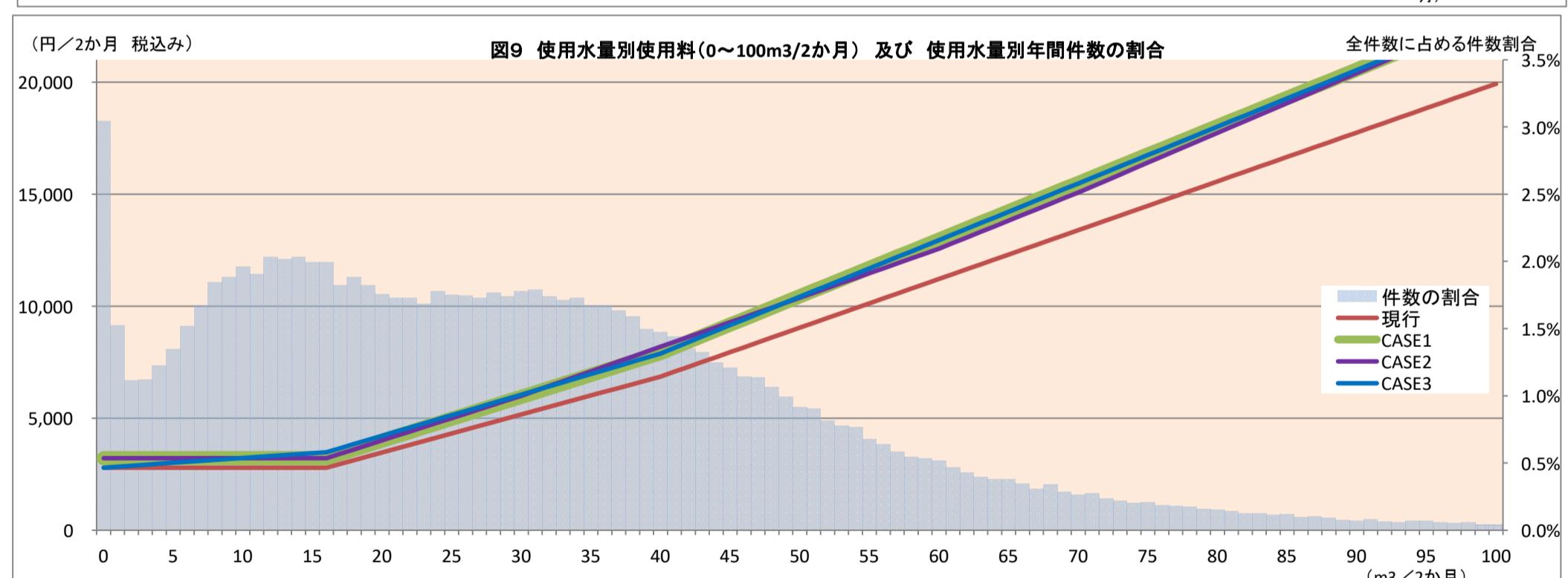
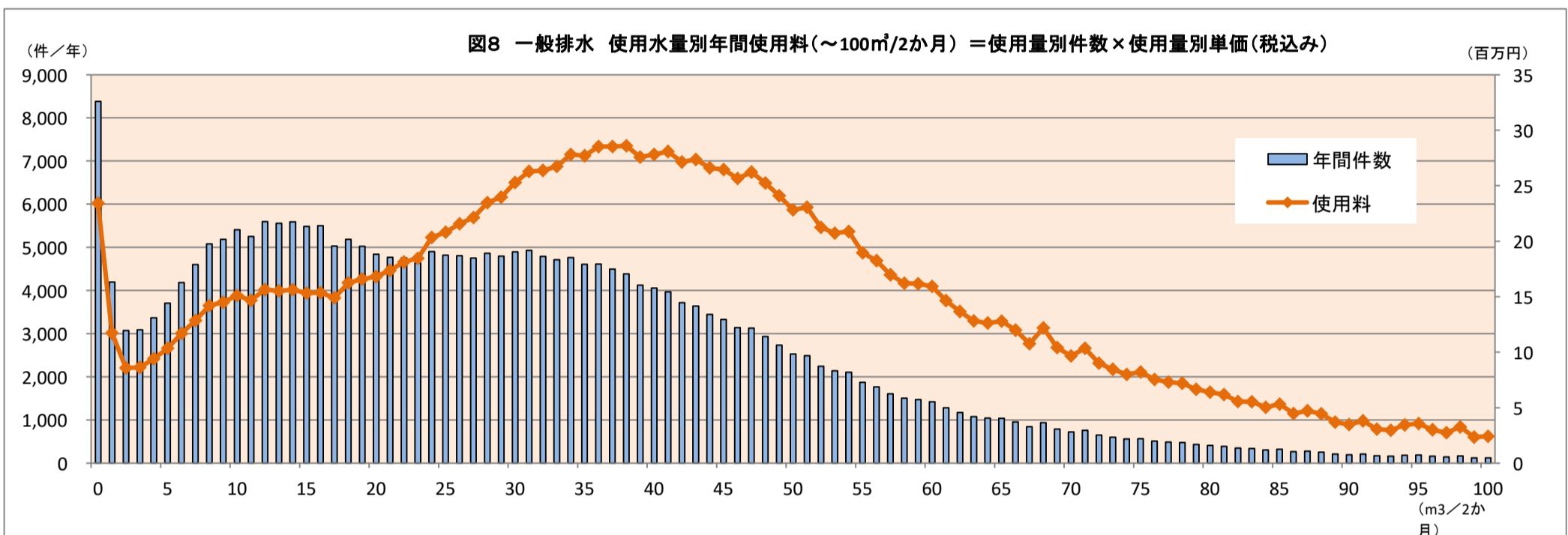
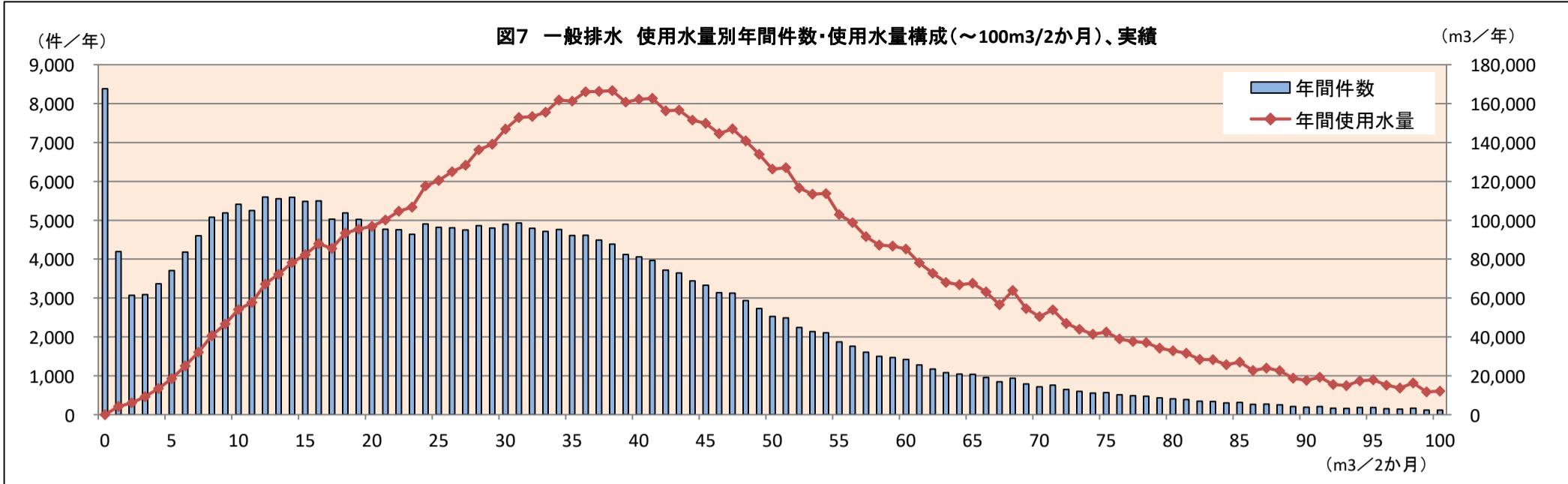


図4 使用水量別1m³あたり単価(10~50m3/2か月)



【参考】



シミュレーション CASE1～3 の改定内容及び説明

改定案	改 定 内 容					説 明	2か月40m ³ (1か月あたり20m ³) 使用時の使用料(税込み)			
	基本使用料(2か月あたり)			従 量 使用 料			改定前	改定後	差 額	
	水量区分	金 額	改定率	水量区分	改定率					
現 行	16m ³ まで	2,794円 (税抜 2,540円)	—	—	—	—	—	—	—	
CASE1	16m ³ まで	3,212円 (税抜 2,920円)	15%	変更なし	平均15%	■水量区分ごとの改定率がほぼ一定。 ■少量使用者と大量使用者の改定率が抑えられている。	6,859円	7,911円	+1,052円	
CASE2	16m ³ まで	3,212円 (税抜 2,920円)	15%	30m ³ から100m ³ までの区分を細分化	平均17%	■50～90m ³ の改定率が他のケースに比べて低い。 ■大量使用者の改定率が他のケースに比べて高い。 ■節水によって低層の水量区分に移りやすい。	6,859円	8,188円	+1,329円	
CASE3	水量にかかわらず一律	2,794円 (税抜 2,540円)	0%	1m ³ から16m ³ までの区分を新設	平均13%	■少量使用者の改定率が他のケースに比べて高い。 ■幅広い使用者に負担を求めるため、節水等による使用水量の増減の影響を受けにくい。	6,859円	7,889円	+1,030円	

1

下水道使用料(公衆浴場・温泉汚水)の試算

下水道部キャラクター Dr.マンホールとヨネギーズ



使用料体系

2

□ 公衆浴場・温泉汚水

公衆浴場…公衆衛生や生活水準の維持のため、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められている。

温泉汚水…米子市の観光産業の基幹をなすものであり、政策的に一定の配慮が必要であることから、用途別使用料制とし、処理経費の一部を公費負担(一般会計繰入金)している。

□ 現行の使用料体系

1m³あたり88円(税抜き)の使用料単価による完全従量制
(計算例) 100m³ 使用した場合

@88円 × 100m³ = 8, 800円(税抜き)

8, 800円 × 1.10 = 9, 680円(税込み)



使用料単価の設定(例)

3

- 完全従量制という使用料体系を維持したまま
一般汚水の改定率と同じく、現行から15%アップした場合
(令和2年の答申の考え方則り、単価を設定した場合)

1m³あたり88円(税抜き) \rightarrow 1m³あたり101円(税抜き)
(13円の増)

(計算例) 100m³ 使用した場合

現行…@88円 × 100m³=8, 800円(税抜き)

8, 800円 × 1. 10=9, 680円(税込み)

15%アップ…@101円 × 100m³=10, 100円(税抜き)

10, 100円 × 1. 10=11, 110円(税込み)



使用料単価の試算: 他市の場合

4

他市はどうしているの？



下水道マスコットキャラクター スイスイ

- 県内3市平均: 128円／ m^3 (税抜き)
※鳥取市、倉吉市、境港市ともに完全従量制
- 出雲市・・・令和6年度から温泉汚水単価を廃止し、一般汚水と同じ使用料体系(基本使用料と従量使用料の併用)に移行
- 松江市・・・基本使用料と従量使用料の併用(一般汚水とは別の使用料体系)

参考資料
R7-29

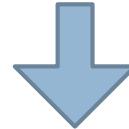
使用料の試算：(例)

5

□ 令和6年度実績

1 m³あたり88円(税抜き)

使用料合計：32,895千円(税抜き)



□ 使用料単価を15%アップした場合 (令和6年度実績ベース)

1 m³あたり101円(税抜き)

使用料合計：37,834千円(税抜き)

(4,939千円の増)



下水道使用料（公衆浴場・温泉汚水）_近隣自治体との比較

R7.6.11営業課調べ

市町村 区分	米子市	境港市	倉吉市	鳥取市	松江市	出雲市
温泉汚水（料金単価設定）	88円／m ³ （税抜き） 完全従量制	170円／m ³ （税抜き） 完全従量制	125円／m ³ （税抜き） 完全従量制	122円／m ³ （税抜き）（特別汚水） 完全従量制	基本料金800円（税抜き）+従量料金160円／m ³ （税抜き）	R6.4.1～温泉汚水単価の廃止（現在は一般汚水のみ）
公衆浴場（料金単価設定）	同上	なし	59円／m ³ （税抜き） 完全従量制	同上	基本料金800円（税抜き）+従量料金40円／m ³ （税抜き）	なし

CASE1～3の年間使用料収入見込み(一般汚水+公衆浴場・温泉汚水)

- Ⓐ財政収支の取れる「現行の15%増額」を目標値とする(資料R7-12の3ページ参照)。
- Ⓑ一般汚水は、令和9～11年度の使用料収入見込み(資料R7-18参照)に各ケースの改定率(理論値)を掛ける。
- Ⓒ公衆浴場・温泉汚水は、現行単価(88円/m³)に各ケースの改定率を掛け、それに使用者毎の令和6年度使用水量を掛けて得られた使用者毎の使用料収入見込みの和とする。

CASE1

基本料金 15 %増		従量料金 15 %増		(単位:千円、税抜き)
一般排水改定率(理論値)	15.00 %	令和9年度	令和10年度	
目標値Ⓐ		2,710,810	2,701,885	2,683,834
一般汚水Ⓑ		2,672,980	2,664,055	2,646,005
公衆浴場・温泉汚水Ⓒ		37,834	37,834	37,834
差引き(Ⓑ+Ⓒ)-Ⓐ		4	4	5

CASE2

基本料金 15 %増		従量平均 17 %増、区分を細分化		(単位:千円、税抜き)
一般排水改定率(理論値)	15.00 %	令和9年度	令和10年度	
目標値Ⓐ		2,710,810	2,701,885	2,683,834
一般汚水Ⓑ		2,672,980	2,664,055	2,646,005
公衆浴場・温泉汚水Ⓒ		37,834	37,834	37,834
差引き(Ⓑ+Ⓒ)-Ⓐ		4	4	5

CASE3

基本料金 据置		従量平均 13 %増、1m ³ ～を新設		(単位:千円、税抜き)
一般排水改定率(理論値)	15.00 %	令和9年度	令和10年度	
目標値Ⓐ		2,710,810	2,701,885	2,683,834
一般汚水Ⓑ		2,672,980	2,664,055	2,646,005
公衆浴場・温泉汚水Ⓒ		37,834	37,834	37,834
差引き(Ⓑ+Ⓒ)-Ⓐ		4	4	5

使用料算定期間における財源不足(留保財源)額比較表

※15%の改定を令和9年度、10年度の2段階で行う場合

(単位:千円、税抜き)

改定率	令和9年度	令和10年度	令和11年度
現行	-171,568	-168,912	-226,021
累計	-171,568	-340,480	-566,501
R9:5%、R10:10%増額	-53,707	183,508	124,044
累計	-53,707	129,801	253,845
R9:6%、R10:9%増額	-30,134	183,508	124,044
累計	-30,134	153,374	277,418
R9:7%、R10:8%増額	-6,562	183,508	124,044
累計	-6,562	176,946	300,990
R9:8%、R10:7%増額	17,010	183,508	124,044
累計	17,010	200,518	324,562
R9:9%、R10:6%増額	40,582	183,508	124,044
累計	40,582	224,090	348,134
R9:10%、R10:5%増額	64,155	183,508	124,044
累計	64,155	247,663	371,707
R9:11%、R10:4%増額	87,727	183,508	124,044
累計	87,727	271,235	395,279
R9:12%、R10:3%増額	111,299	183,508	124,044
累計	111,299	294,807	418,851
R9:13%、R10:2%増額	134,871	183,508	124,044
累計	134,871	318,379	442,423
R9:14%、R10:1%増額	158,444	183,508	124,044
累計	158,444	341,952	465,996
R9:15%増額	182,016	183,508	124,044
累計	182,016	365,524	489,568

※令和10年度には、現行から15%改定となる試算

【参考】令和12年度から令和14年度における財源見込

(単位:千円、税抜き)

令和12年度	令和13年度	令和14年度
-322,369	-524,179	-750,509
-888,870	-1,413,049	-2,163,558
25,361	-178,767	-407,396
279,206	100,439	-306,957
25,361	-178,767	-407,396
302,779	124,012	-283,384
25,361	-178,767	-407,396
326,351	147,584	-259,812
25,361	-178,767	-407,396
349,923	171,156	-236,240
25,361	-178,767	-407,396
373,495	194,728	-212,668
25,361	-178,767	-407,396
397,068	218,301	-189,095
25,361	-178,767	-407,396
420,640	241,873	-165,523
25,361	-178,767	-407,396
444,212	265,445	-141,951
25,361	-178,767	-407,396
467,784	289,017	-118,379
25,361	-178,767	-407,396
491,357	312,590	-94,806
25,361	-178,767	-407,396
514,929	336,162	-71,234

※令和12年度改定はないものとして試算